

# 仕 様 書

## 1. 件名

社会参加の生活者デジタルツインのためのデータ収集

## 2. 作業の概要

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という）は、内閣府によるSIP（戦略的イノベーション創造プログラム）包摂的コミュニティプラットフォームの構築の「コミュニティと共進化するデジタルツインによる次世代型包摂的まちづくり手法と包摂性評価指標の開発」において、社会的孤立・孤独を排した包摂的な社会の実現を目指し、コミュニティ形成と活性化を効率化するための活動支援として生活者の価値観変容と行動変容のシミュレーションと予測を可能にするための人工知能技術を用いた「生活者デジタルツイン」の研究開発をしている。

地域社会における寛容性の向上を実現するためには、ある価値観を持った人・集団どうしがお互いに認め合うことが重要であり、その実現には多様なつながりを作ることが重要となる。つながりを作るためには、まず第一に社会参加が必須となる。しかし、個人の社会参加は多様であるため、社会参加を模擬するデジタルツインを作るためには、どのような性格・レディネスを持った人が、どのような周辺や本人の健康状態などの状況下で、どのような社会参加を行っているかを知ることが必要となる。本事業では、そのようなデータ収集を実施する。

## 4. 作業項目別仕様

### 4-1. データ収集の実施方法

インターネット調査を用いて実施する。条件は以下のとおりである。

#### (1) 対象者について

①社会参加をしている/社会参加をあまりしていないがその意向がある人/意向もない人 の3層を対象とする

#### (2) 回答者サンプル数について：各層2,400名以上とする。

- ① 上記のサンプル数は、スクリーニングによる選別後の人数とする。
- ② 男女同率とする。
- ③ 24-39/40-64/65以上を1:1:1とする。

#### (3) 設問数：スクリーニング、事前設問：10問未満

- ①本体設問：40問以下。
- ②アンケート項目は産総研側で用意し貸与する。

#### 4-2. 作業内容

##### (1) 回答画面の作成

- ・産総研がアンケート文面の貸与を行う。  
受注者は、産総研が貸与するアンケート項目に基づき、回答画面を作成すること。そして、アンケート開始前に産総研と協議し決定すること。

##### (2) アンケートの実施と取りまとめ

- ・得られた回答は以下の条件で整理し、csv ファイル形式で取りまとめること。
  - ① アンケートに最後まで回答した者のみをサンプル数としてカウントすること。
  - ② 例えば全て同一の回答といったような、明らかに不適切な回答者はサンプル数にカウントしないこと。
  - ③ 回答者に関する属性情報として、性別、年齢、居住地を含むこと。
  - ④ 個人の特定が可能な個人情報を含めないこと。
  - ⑤ 統計分析等の実施は特に必要としない。
- ・その他詳細については産総研の調達請求者の指示に従うこと。

#### 6. 貸与品

アンケート項目及び文面

#### 7. 受注者に必要な要件

- (1) インターネットアンケート調査の品質（アンケート回答者会員数、実績等）担保のため JMRA 正会員であること。

#### 8. 納入の完了

「9. 納入物品」に記載された納入物品が過不足なく納入され、仕様を満たしていることの確認を行い、納入の完了とする。

#### 9. 納入物品

- ・回答ローデータ（属性情報を含む）(csv ファイル形式) 一式  
上記をメールまたはファイル転送サービスで納入すること。

#### 10. 納入期限及び納入場所

納入期限：2025年2月3日（月）

納入場所：東京都江東区青海 2-4-7

産業技術総合研究所 人工知能研究センター

臨海副都心センター 別館 9F 09202 桜井 瑛一

M-motomura-office-ml@aist.go.jp

1 1. 付帯事項

- (1) 本仕様書の技術的内容及び知り得た情報については、守秘義務を負うものとする。
- (2) 本仕様書の技術的内容に関しては、調達請求者と協議すること。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、調達担当者と協議のうえ決定する。

## 保有個人情報の取扱いに関する仕様書の付帯事項

受注者は、産総研の保有個人情報を適正に取り扱うため、契約書、仕様書等に定める事項のほか、個人情報の保護に関する法令、ガイドライン、指針等の定めるところにより、以下の事項に従って契約を履行しなければならない。

- ① 受注者は、本契約によって知り得た産総研の業務上の知識、秘密等を第三者にもらし、又は他の目的に利用しないこと。
- ② 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令の規定を遵守すること。
- ③ 受注者は、本業務を遂行するために個人情報を収集するときは、産総研の指示に従い、適法かつ公正な手段により取得すること。
- ④ 受注者は、事前に産総研の承諾を得た場合を除き、産総研から預託を受けた個人情報若しくは受注者が本業務を遂行するために収集した個人情報を第三者に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせないこと。
- ⑤ 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報若しくは受注者が本契約の業務を遂行するために収集した個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変しないこと。
- ⑥ 受注者は、個人情報を取扱うにあたり、当該個人情報の安全管理について、内部における責任者及び業務従事者の管理を定めた実施体制を構築し、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。なお、当該実施体制の書面を、見積書とともに産総研に提出すること。
- ⑦ 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに産総研に返還するものとする。ただし、産総研が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- ⑧ 受注者は、産総研から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、産総研に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- ⑨ 産総研は、受注者の故意又は過失により、本業務に係る個人情報の漏えい事案が発生し、産総研が損害を受けたときは、本契約を解除し、受注者に損害賠償を請求することができるものとする。
- ⑩ 産総研は、必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者の事務所、事業場等において、産総研が預託した個人情報若しくは受注者が本契約の業務を遂行するために収集した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をさせることができる。
- ⑪ 受注者は、産総研の承諾を得て、個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）す

る場合には、再委託先において上記①～⑨に規定する措置を講じさせるとともに、再委託先に対して上記⑩に規定する措置を実施すること。個人情報取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合も、同様とする。

- ⑫ 受注者は、⑪により再委託する第三者が外国にある場合は、当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置（以下、「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者であることを確認する。この場合に、当該第三者へ提供するにあたって、当該第三者における当該相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置として、次の全てを実施し、個人情報の本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供すること。再委託先が再々委託を行う場合も、同様とする。
- ・ 相当措置の実施状況、当該措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の有無及び内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。
  - ・ 相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置等を実施すること。
  - ・ 相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは第三者提供を停止すること。
- ⑬ 上記①～②、④～⑧及び⑩～⑫の事項については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。